

議会運営委員会

日 時 令和5年9月25日（月）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 人事議案等について

- (1) 第49号議案 亀岡市畑野財産区管理会委員の選任について
- (2) 人権擁護委員候補者の推薦について

2 意見書案について

- (1) 再審制度の審議促進を求める意見書（案）【別紙No.1】
 - 発議者 総務文教常任委員長
- (2) 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書（案）【別紙No.2】
 - 発議者

3 発言の申出について

4 9月議会最終日（9月26日）の日程等について

- (1) 会議予定（午前10時～）
 - ① 3 常任委員会（委員長報告確認等）
 - <決算分科会委員長会議（委員長報告確認等）>
 - <議運事前調整>
 - ② 議会運営委員会
 - <会派会議>
 - ③ 本会議（詳細は議事日程参照） ※午後1時30分予定
 - ④ 議長記者会見、広報部会・広聴部会

【裏面に続く】

(2) 議事日程

第1 第1号議案から第48号議案（委員長報告～表決）

第2 第49号議案（提案理由説明、質疑、表決）

第3 意見書案について（質疑、討論、表決）

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

※議事終了後 発言の申出

(3) 議事日程第2の流れ（人事議案）

①提案理由説明（市長） ②質疑 ③表決

※付託、討論は省略（先例・申合せ85、96）

(4) 討論通告期限 **本日25日（月）16:00**

5 12月議会日程案について【別紙No.3】

6 その他

(1) 議会運営委員会等の日程

9月26日（火）3常任委員会、決算分科会委員長会議終了後

議運事前調整（正副議長、正副委員長）

上記終了後 議会運営委員会

10月10日（火）13:30～ 議会運営委員会（議会活性化の検討）

11月15日（水）10:00～ 議会運営委員会（議会活性化の検討）

※議会モニター制度の導入時期（来年度からでよいか）及び制度の各事項の詳細

について、**9月29日（金）まで**に会派意見を取りまとめて事務局へ提出。

（知立市議会の設置要綱及び公募要項などを参考（ベース）に検討願います。）

(2) その他の委員会等の日程（9月議会後）

10月 5日（木）13:30～ 広報部会

16日（月）13:30～ 広報部会

24日（火）10:00～ 総務文教常任委員会

27日（金）10:00～ 公共交通対策特別委員会

11月15日（水）13:30～ 総務文教常任委員会

再審制度の審議促進を求める意見書（案）

再審制度は、刑事訴訟法第435条に定めるとおり、「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のため」存在し、特に近年国民の関心の高い冤罪を防ぐ観点からも、重要な制度です。

こうした観点から、平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条第3項においては、再審制度の在り方について検討することが求められております。

有罪の判決を受けた者の利益の保障と、実体的真実の発見及び適正手続の保障という司法における重要理念の双方が法令等により担保され、よって適正な審判と法執行を希求するという視点は重要ですが、一方、通常審と再審請求審とのそもそもの手続構造の相違など、多くの議論すべき点があります。

国民の権利と自由を守るためにも、新しい時代の刑事司法制度の確立に向け、これまで以上に十分闊達な審議がなされることを期待します。よって、国においては、関係各界とも協力し、再審制度のよりふさわしい在り方について議論を深めていただくよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		

亀岡市議会議長 菱田 光紀

従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書（案）

2024年の秋に従来型（紙）健康保険証を廃止、マイナンバーカードに一体化する改正マイナンバー法が成立した。しかし、改正マイナンバー法が国会で成立した後もマイナンバーカードをめぐるトラブルが次々明らかになっている。国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まって慎重に考え、医療を受ける権利を保障するものとして従来型（紙）健康保険証を存続すべきである。

政府は、マイナ保険証を取得しない、できない人に対して有効期限を最長5年とする「資格確認書」を一斉交付するとしており、マイナ保険証と「資格確認書」が併存する事態となる。マイナ保険証は5年ごとの更新、「資格確認書」は有効期限ごとに更新が必要となり、保険者の負担が増えることが懸念される。

こうしたことから、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の廃止は妥当ではない。

よって、本市議会は、政府に対し、従来型（紙）保険証の存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

亀岡市議会議長 菱田 光紀

令和5年第2回亀岡市議会定例会 12月議会日程（案）

（議会期間 22日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
11/	17	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	18	土		
	19	日		
	20	月	（議案送付） 議会運営委員会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	21	火		
	22	水		
	23	木祝	（勤労感謝の日）	
	24	金		
	25	土		
	26	日		
	27	月	【定例会再開】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	
	28	火		
	29	水		
	30	木		
12/	1	金		
	2	土		
	3	日		
	4	月	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	5	火	【一般質問】（追加議案送付）議会運営委員会 <本会議終了時：質疑通告期限>	幹事会、会派会議
	6	水	【一般質問】	
	7	木	【一般質問】	
	8	金	【一般質問等】（追加議案提案）	
	9	土		
	10	日		
	11	月	総務文教常任委員会	
	12	火	環境市民厚生常任委員会	
	13	水	産業建設常任委員会	
	14	木	（委員会予備日） <10:00：意見書等提出期限>	
	15	金	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会 <16:00：討論通告期限>	幹事会、会派会議
	16	土		
	17	日		
	18	月	各常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会	会派会議